

(証券コード 1972)

平成28年6月9日

# 株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目13番23号

## 三晃金属工業株式会社

代表取締役  
社 長 右 田 裕 之

### 第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記により開催いたしますので、  
ご出席くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

(当日総会へご出席の方は同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。)

## 記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区芝浦四丁目13番23号  
MS芝浦ビル 11階 当社本社会議室

### 3. 目的事項

**報告事項** 第67期（自平成27年4月1日）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに  
（至平成28年3月31日）  
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金配当の件

第2号議案 株式の併合の件

第3号議案 取締役11名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

---

株主総会参考書類並びに招集通知に添付すべき事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sankometal.co.jp>）に掲載いたします。

# 添 付 書 類 事 業 報 告

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の設備投資の持ち直しなどを背景に緩やかな回復基調が続いておりますが、景気の先行きは中国をはじめとする海外経済の減速や原油価格下落、年明けからの急速な円高・株安進行など、不透明感の強い状況にありました。

このような状況下、当社グループは事業環境の好転を背景に受注量の確保、工事・販売原価管理の徹底に向けて努力してまいりました。

この結果、受注高は369億4千1百万円と、前連結会計年度と比べ25億1千2百万円(7.3%)の増加となりました。

売上高につきましては366億3千5百万円と前連結会計年度と比べ18億9千7百万円(5.5%)の増収となり、経常利益につきましては、工事原価管理の強化により30億8千5百万円と、前連結会計年度と比べ7億7千4百万円(33.5%)の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、20億2千2百万円と、前連結会計年度と比べ5億2千3百万円(34.9%)の増益となりました。

### (2) 対処すべき課題

今後は予断を許さない経営環境のもとで、当社は受注量の確保と収益構造の改善を主眼に ①技術力の一層の強化 ②戦略商品の拡販 ③労働生産性の向上 を最重要課題として鋭意推進してまいります。

特に戦略商品の拡販につきましては、太陽光発電屋根及び改修・塗装工事を最重点に、なお一層努力してまいります。

### (3) 設備投資の状況

企業集団における設備投資の総額は、2億6千8百万円であり、主として住宅及び長尺屋根部材の製造設備の新設・更新等であります。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (6) 重要な親会社等及び子会社の状況

#### ① 親会社等との関係

親会社はありません。

新日鐵住金株式会社、日新製鋼株式会社及び日本鐵板株式会社は当社の大株主（8頁に記載）であり、当社は新日鐵住金株式会社及び日新製鋼株式会社の持分法適用会社であります。

当社は主として新日鐵住金株式会社・同グループ会社及び日新製鋼株式会社等より、日本鐵板株式会社その他を仕入先として原材料を調達しております。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
水上金属工業株式会社	百万円 30	% 100	・鉄鋼製品の製作販売 ・建材加工品の製作販売

当社の連結子会社は水上金属工業株式会社1社であります。

#### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (7) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

期別 項目	第 64 期 (24. 4～25. 3)	第 65 期 (25. 4～26. 3)	第 66 期 (26. 4～27. 3)	第 67 期 (当連結会計年度) (27. 4～28. 3)
受 注 高	— 百万円	34,871 百万円	34,429 百万円	36,941 百万円
売 上 高	—	33,049	34,737	36,635
経 常 利 益	—	1,453	2,311	3,085
親会社株主に帰属する当期純利益	—	1,209	1,498	2,022
1株当たり当期純利益	—	30円63銭	38円86銭	52円43銭
総 資 産	— 百万円	26,152 百万円	26,725 百万円	29,163 百万円
純 資 産	—	10,567	12,188	13,708

(注) 第65期より連結計算書類を作成しておりますので、第64期の各数値は記載しておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

期別 項目	第 64 期 (24. 4～25. 3)	第 65 期 (25. 4～26. 3)	第 66 期 (26. 4～27. 3)	第 67 期 (当期) (27. 4～28. 3)
受 注 高	31,582 百万円	34,871 百万円	34,184 百万円	36,690 百万円
売 上 高	29,085	33,049	34,493	36,385
経 常 利 益	770	1,453	2,320	3,058
当 期 純 利 益	105	867	1,509	2,004
1株当たり当期純利益	2円66銭	21円98銭	39円13銭	51円98銭
総 資 産	23,868 百万円	25,134 百万円	25,960 百万円	28,393 百万円
純 資 産	9,968	10,442	12,043	13,781

## (8) 部門別受注高及び売上高

		前期繰越受注高	当期受注高	当期売上高	次期繰越受注高
当社	長尺屋根	11,277百万円	26,614百万円	26,680百万円	11,210百万円
	R — T	358	658	646	370
	ハイタフ	1,067	3,500	3,172	1,395
	ソーラー	430	1,746	1,655	521
	小計	13,133	32,519	32,154	13,498
	塗装	111	394	453	52
	建材	—	3,715	3,715	—
	売電	—	61	61	—
	合計	13,244	36,690	36,385	13,550
	子会社	屋根部材	—	250	250
企業集団合計		13,244	36,941	36,635	13,550

(注)子会社：水上金属工業株式会社

## (9) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

### ① 当社

屋根・壁及び各種建材・塗装等の製造・加工・施工・販売並びにこれらに附帯する建設工事の設計・請負事業

### ② 水上金属工業株式会社

鉄鋼製品及び建材加工品の製作販売

## (10) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

### ① 当社

本社：東京都港区芝浦四丁目13番23号

支店：東京・横浜・名古屋・大阪・中国(広島県)・九州(福岡県)・北海道・東北(宮城県)

製作所：深谷(埼玉県)・長田野(京都府福知山市)・滋賀(滋賀県東近江市)・江別(北海道)

### ② 水上金属工業株式会社

本社工場：山口県光市大字小周防虹川1100番地の7

### (11) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
当 社	436名	5名減	41.2歳	16.2年
水上金属工業株式会社	36名	1名減	45.6歳	18.8年
企業集団合計	472名	6名減	41.5歳	16.3年

（注） 他社への出向者（7名）及び派遣社員は除いております。

### (12) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	600百万円

### (13) 剰余金配当等の決定に関する方針

#### ① 剰余金の配当等

当社は、業績に応じた利益の配分を基本として、企業価値向上に向けた投資等に必要な資金所要、先行きの業績見通し、財務体質等を勘案しつつ、期末の剰余金の配当を実施する方針であります。

「業績に応じた利益配分」の指標としては、連結配当性向の30%を目安と致します。

なお、期末配当の決定機関は従前どおり株主総会であります。

#### ② 自己株式の取得

当社は自己株式の取得につきましては、機動性を確保する観点から、定款第42条の規定に基づき取締役会の決議によることと致します。取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断することと致しております。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 38,563,402株(自己株式1,036,598株を除く。)
- (3) 当事業年度末の株主数 3,687名
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	(持株比率)
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	6,229千株	(16.15%)
日 新 製 鋼 株 式 会 社	6,229	(16.15 )
日 本 鐵 板 株 式 会 社	4,567	(11.84 )
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,006	( 7.79 )
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	899	( 2.33 )
大 久 保 敬 一	700	( 1.82 )
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	580	( 1.50 )
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	500	( 1.30 )
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	291	( 0.75 )
大 和 証 券 株 式 会 社	260	( 0.67 )

- (注) 1. 上記の持株数のうち信託業務に係る株式数は次のとおりであります。  
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 3,006千株  
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 899千株  
 資産管理サービス信託銀行株式会社 291千株
2. 当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行の持株会社であります株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの株式180千株（出資比率0.00%）を所有しております。
3. 当社は、自己株式1,036,598株を保有しておりますが上記の大株主からは除いております。
4. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しており、持株比率は自己株式を除く発行済株式の総数に対する所有株式数の割合であります。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等との重要な兼職の状況
代表取締役社長	右 田 裕 之	
専 務 取 締 役	吉 岡 成十省	経理部、営業総括部、海外営業に関する事項管掌
常 務 取 締 役	塩 田 康 海	総務部及び人材開発部に関する事項管掌、70年史編纂プロジェクト班長
常 務 取 締 役	北 澤 進	技術総括 技術企画管理部、技術部、安全・工事総括部、ステンレス・シート防水技術部、品質管理部に関する事項管掌、新工事システム開発準備班長
常 務 取 締 役	吉 原 正 基	建材事業部及び製造部に関する事項管掌、成型品販売事業準備班長
常 務 取 締 役	吉 井 郁 雄	東京支店長
取 締 役	利根川 操	建材事業部長
取 締 役	堤 孝 二	営業総括部長
取 締 役	宮 崎 哲 夫	総務部長
取 締 役	大 西 利 典	新日鐵住金株式会社薄板事業部薄板営業部長
取 締 役	宮 楠 克 久	日新製鋼株式会社代表取締役副社長執行役員
取 締 役	森 谷 英 之	日本鐵板株式会社代表取締役社長
常任監査役(常勤)	大 村 欣 也	
常任監査役(常勤)	栗 田 修 二	
監 査 役	野 口 博 司	新日鐵住金株式会社薄板事業部薄板企画部主幹(部長代理)、(兼務)薄板事業部薄板営業部主幹(部長代理)

- (注) 1. 取締役大西利典、宮楠克久、森谷英之の各氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役大村欣也、野口博司の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役大西利典、宮楠克久、森谷英之の各氏及び監査役大村欣也、野口博司の両氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。  
 4. 当期中の主な取締役及び監査役の異動については次のとおりであります。  
 ① 第66期定時株主総会の終結のときをもって取締役大内力男、右田彰雄、入江梅雄の各氏は任期満了により退任し、新たに宮崎哲夫、大西利典、宮楠克久の各氏が取締役に選任され就任いたしました。  
 ② 第66期定時株主総会の終結のときをもって監査役松本宏之氏は任期満了により退任し、新たに栗田修二氏が監査役に選任され就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項の責任について、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を各社外取締役及び社外監査役との間で締結しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	15名	192,464千円	(うち社外取締役	5名	—千円)
監査役	4名	43,206千円	(うち社外監査役	2名	21,864千円)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与を含む)は、33,240千円であります。
2. 当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額36,200千円(取締役31,200千円、監査役5,000千円)が含まれております。
3. 上記には、平成27年6月26日開催の第66期定時株主総会の終結のときをもって退任した取締役1名の当事業年度における報酬及び役員退職慰労引当金の増加額を含めております。
4. 上記には、平成27年6月26日開催の第66期定時株主総会の終結のときをもって退任した監査役1名の当事業年度における報酬及び役員退職慰労引当金の増加額を含めております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況につきましては、9頁に記載のとおりであり、また、当社と新日鐵住金株式会社、日新製鋼株式会社及び日本鐵板株式会社との関係は4頁に記載のとおりであります。

### ② 主な活動状況

取締役大西利典、宮楠克久、森谷英之各氏の取締役会への出席率は、大西利典氏100%、宮楠克久氏89%、森谷英之氏73%であり、各氏は取締役会において経営陣から独立した見地より議案審議等につき適宜助言を行っております。

また、監査役大村欣也、野口博司両氏の取締役会及び監査役会への出席率は、両氏ともに100%であり、両氏はこれらの場において業務執行の妥当性、適正性を確保する観点より適宜発言を行っております。

### ③ 報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、上記に記載のとおりであります。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額	31,800千円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,800千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由  
監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査計画の内容及び報酬額の見積り等について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. ①については、会社法上の監査業務と金融商品取引法上の監査業務の報酬が明確に区分されておらず、かつ実質的にも区分できないことから、その合計値を記載しております。

##### (3) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には監査役会の決議により当該会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社は業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）についてその基本方針を取締役会において次のとおり決議し、会社の業務の効率性並びに法令遵守及びリスク管理等の健全性の確保に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その整備・充実に努めております。

### (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受ける。

業務を執行する取締役（以下、「業務執行取締役」）は、取締役会における決定に基づき、各々の職務分担に応じて職務を執行し、使用人の業務の執行を監督するとともに、法令遵守を含めその進捗状況を取締役会に報告する。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報の保存及び管理に関する規程に基づき、対象とすべき情報、管理の方法並びに管理責任等を明確化し、必要なセキュリティー・ポリシー等を定めた上で適切に保存及び管理する。

また、経営計画・事業方針、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長を委員長とし、全社のリスクマネジメント活動を統括するリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理に係る基本方針、規程の制定・改廃その他重要事項を審議する。

各事業場長は、リスクマネジメント委員会の対応方針を踏まえ、社内規程等を遵守し、自律的な活動を推進する。総務部長は、各事業場における事業遂行上のリスクの識別・評価に基づくリスクマネジメント体制の整備及びその自律的な活動を支援し、併せて、全社的視点からリスクマネジメント活動の有効性に係る監視・点検を行う。

リスクマネジメント活動等の状況は、定期的及び必要の都度開催するリスクマネジメント委員会において総括・レビューを行い、重要事項その他定められた事項については経営会議及び取締役会に報告する。

経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合または発生するおそれのある場合には、業務執行取締役は、損害及び影響等を最小限にとどめるため、直ちにリスクマネジメント委員会の招集を要請するなど、必要な対応を行う。

#### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画、事業戦略、重要な設備投資等取締役の職務執行に係る重要な個別執行事項については、経営会議における事前の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

各業務執行取締役、各執行役員、各事業場長等は、取締役会における決定に基づき個別業務を遂行するが、職務の執行における効率性を確保するため、組織規程・業務分掌規程において各業務執行取締役、各執行役員、各事業場長等の責任・権限を明確化するとともに、必要な業務手続き等を定める。

**(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

法令遵守及びリスク管理等の当社の内部統制システムの運用については、各事業場長の責任の下で各事業場が自律的な活動を推進する。

各事業場長は、その職務の執行にあたり、各事業場における法令及び社内規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、社員に対する教育・啓蒙に努める。また、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合には、速やかに総務部長に報告する。

総務部長は、各事業場における法令及び社内規程の遵守状況を定期的及び必要の都度監視・点検し、これらの内容をリスクマネジメント委員会に報告するとともに、必要に応じ、法令・社内規程違反等の未然防止策等につき適切な措置を講ずる。また、重要事項その他定められた事項については経営会議及び取締役会に報告する。

社員は、法令及び社内規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。違法行為等を行った社員については、就業規則等の定めに基づき制裁を行う。

なお、併せて、社員等及びその家族、派遣社員・請負先社員等から業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置し、適切な運用に努める。

**(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社及びグループ会社の内部統制システムについては、各事業場長及び各グループ会社社長の責任による自律的な構築・運用を基本とし、総務部長が必要に応じ、その構築・運用を監視・点検する。

当社及びグループ会社は、各社の事業特性を踏まえつつ事業戦略を共有化するとともに、グループ一体となった経営を行う。

当社業務執行取締役、執行役員、各事業場長及びグループ会社社長は、業務運営方針等を社員に周知・徹底する。

これに基づく具体的な体制は以下の通りとする。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各主管部門は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上または各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各主管部門は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各主管部門は、各グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各主管部門は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、すみやかに総務部長に報告する。

## (7) 監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、事業場長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの整備・運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議及びリスクマネジメント委員会等において報告し、監査役と情報を共有する。また、必要に応じて監査役より報告を受ける。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

総務部長は、監査役と定期的または必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、監査役監査の効率的な実施に向けて連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。

なお、取締役は、補助使用人その他監査役監査の環境整備に係る事項について、監査役の求めに応じ、適宜、監査役と意見を交換する。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。



## 6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況

当期における運用状況は次のとおりであります。

### (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は11回開催され、取締役会規程に基づき、経営上の重要な付議事項について決定を行い、また業務執行取締役からその業務執行状況等の報告を受けております。

なお、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、適正性・効率性を高めるために社外取締役がすべての取締役会に出席致しました。

社外取締役の出席状況については10ページの主な活動状況に記載致した通りです。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

11回開催した取締役会の議事録及び資料をはじめ28回開催した経営会議の議事録及び資料等、職務執行上の各種情報については情報の保存及び管理に関する規程に基づき適切に保存・管理致しております。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント委員会規程に基づき、当期においては上期と下期の2回開催しており、内部統制の計画をはじめ、当社の全事業場ならびにグループ会社の内部統制の運用状況の確認と評価等が審議され、内部統制システムの運用状況については有効に機能しているとの評価がなされております。

なお、審議内容については経営会議をはじめ必要なものについては取締役会へ報告致しております。

**(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため業務執行取締役により経営会議を取締役に先立ち開催しており、当期においては28回開催致しております。

また、組織規程、業務分掌、決裁規程等社内規程については適宜改定を行っております。

**(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社の全事業場長に対する個別の情報把握はもとより、定期的な内部統制の運用状況の確認を上期と下期の2回実施しリスクマネジメント委員会に報告しており、運用状況について有効に機能しているとの評価がなされております。

**(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

グループ会社に対する個別の内部統制システムの運用状況の監視・点検はもとより、定期的な内部統制の運用状況の確認を上期と下期の2回実施しリスクマネジメント委員会に報告しており、運用状況について有効に機能しているとの評価がなされております。

**(7) 監査役の監査に関する事項**

監査役は監査方針を含む監査計画を策定し、子会社を含む当社の全事業場の監査を実施したとともに、取締役会をはじめ経営会議、リスクマネジメント委員会、その他主要な会議にも出席して内部統制システムの運用状況を含む経営上の重要事項について情報を共有致しました。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>21,374</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>12,093</b>
現 金 預 金	4,561	支払手形・工事未払金等	3,420
受取手形・完成工事未収入金等	9,670	電 子 記 録 債 務	4,905
電 子 記 録 債 権	2,610	短 期 借 入 金	1,000
製 品 及 び 半 製 品	315	リ ー ス 債 務	37
未 成 工 事 支 出 金	1,200	未 払 法 人 税 等	771
材 料 貯 蔵 品	687	未 成 工 事 受 入 金	393
繰 延 税 金 資 産	166	賞 与 引 当 金	15
未 収 入 金	1,776	完 成 工 事 補 償 引 当 金	305
そ の 他	391	そ の 他	1,243
貸 倒 引 当 金	△5		
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,789</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,361</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,667</b>	リ ー ス 債 務	32
建 物 ・ 構 築 物	1,295	繰 延 税 金 負 債	58
機 械 ・ 運 搬 具 及 び 工 具 器 具 備 品	947	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,124
土 地	4,327	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	179
リ ー ス 資 産	30	訴 訟 損 失 引 当 金	32
建 設 仮 勘 定	66	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,929
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>96</b>	そ の 他	5
リ ー ス 資 産	39	<b>負 債 合 計</b>	<b>15,454</b>
そ の 他	56	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,025</b>	科 目	金 額
投 資 有 価 証 券	228	<b>株 主 資 本</b>	<b>12,166</b>
関 係 会 社 株 式	23	資 本 金	1,980
繰 延 税 金 資 産	503	資 本 剰 余 金	344
そ の 他	271	利 益 剰 余 金	10,131
貸 倒 引 当 金	△0	自 己 株 式	△288
		<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>1,542</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	39
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,231
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△728
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>13,708</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>29,163</b>	<b>負 債 、 純 資 産 合 計</b>	<b>29,163</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

		百万円	百万円
売	上		
完製	完成工	31,565	
売	品売	5,009	
	電事業	61	36,635
売	上		
完製	完成工	24,546	
売	品売	4,056	
	電事業	35	28,638
	売		
	上		
	製	7,018	
	品	953	
	売	25	7,997
	電		
	事		
	業		
	売		
	上		
	総		
	利		
	益		
	総		
	利		
	益		
	総		
	利		
	益		
	総		
	利		
	益		
	総		
	利		
	益		
販	費		4,909
	及		
	び		
	一		
	般		
	管		
	理		
	費		
	益		
	3,087		
營	業		
	外		
	收		
	益		
	金	7	
	額	0	
	入	0	
	差	0	
	他	0	9
營	業		
	外		
	費		
	用		
	息	6	
	損	3	
	一	1	
	他	0	11
	益		
	3,085		
特	別		
	利		
	益		
	0		
特	別		
	損		
	失		
	46		
	32		
	4		
	83		
	3,003		
	税		
	等		
	調		
	整		
	前		
	当		
	期		
	純		
	利		
	益		
	1,095		
	法		
	人		
	税		
	等		
	調		
	整		
	額		
	981		
	2,022		
	当		
	期		
	純		
	利		
	益		
	2,022		
	親		
	会		
	社		
	株		
	主		
	に		
	帰		
	属		
	す		
	る		
	当		
	期		
	純		
	利		
	益		

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	1,980	344	8,398	△288	10,434
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△289		△289
親会社株主に帰属する当期純利益			2,022		2,022
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,732	△0	1,732
当 期 末 残 高	1,980	344	10,131	△288	12,166

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	79	2,168	△494	1,753	12,188
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△289
親会社株主に帰属する当期純利益					2,022
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△40	63	△234	△211	△211
連結会計年度中の変動額合計	△40	63	△234	△211	1,520
当 期 末 残 高	39	2,231	△728	1,542	13,708

## [連結注記表]

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

水上金属工業株式会社

#### ② 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

株式会社深谷三晃、株式会社福知山三晃、有限会社江別三晃工作

連結範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称等

会社等の名称

株式会社深谷三晃、株式会社福知山三晃、有限会社江別三晃工作

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分法に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

### (3) 会計方針に関する事項

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式（非連結）…………… 移動平均法による原価法

その他有価証券…………… 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

## ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び半製品、材料……………	移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
未成工事支出金……………	個別法による原価法
貯蔵品……………	最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

## ③固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………	定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。 なお、耐用年数及び残存価格については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
無形固定資産（リース資産を除く）……………	定額法 なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
リース資産……………	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

## ④引当金の計上基準

貸倒引当金……………	営業債権等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……………	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
完成工事補償引当金……………	完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過年度の実績率を基礎に将来の支出見込を勘案して計上しております。

- 工事損失引当金…………… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額が合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 訴訟損失引当金…………… 訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

#### ⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- (イ) 退職給付に係る会計処理の方法…………… 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (ロ) 収益及び費用の計上基準…………… 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (ハ) 消費税等の会計処理…………… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



### 3. 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額……………	10,984百万円
(2)土地再評価法の適用……………	土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
	再評価の方法
	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。
	再評価を行った年月日
	平成14年3月31日
	再評価を行った土地の
	当連結会計年度末にお
	ける時価と再評価後の
	帳簿価額との差額
	1,874百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
発行済株式				
普通株式	39,600,000	-	-	39,600,000
合計	39,600,000	-	-	39,600,000
自己株式				
普通株式	1,035,626	※ 972	-	1,036,598
合計	1,035,626	972	-	1,036,598

※自己株式の増加株式数972株は単元未満株式の買取によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	289	7.5	平成27年3月31日	平成27年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会予定	普通株式	利益剰余金	578	15.0	平成28年3月31日	平成28年6月30日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等、電子記録債権及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である支払手形・工事未払金等及び電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### (イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売上債権管理規程及び与信限度管理規程によって、取引先相手ごとの支払期日や債権残高を管理しております。また、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、経理部門との情報共有化を行いながら債務状況等の悪化による貸倒リスクの軽減に努めております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### (ロ)市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券について定期的に時価や発行会社の財政状態等を把握しております。

##### (ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	4,561	4,561	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	9,670	9,670	-
(3) 電子記録債権	2,610	2,610	-
(4) 未収入金	1,776	1,776	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	217	217	-
資産計	18,837	18,837	-
(1) 支払手形・工事未払金等	3,420	3,420	-
(2) 電子記録債務	4,905	4,905	-
(3) 短期借入金	1,000	1,000	-
(4) 未払法人税等	771	771	-
負債計	10,097	10,097	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等、(3) 電子記録債権及び(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	178	108	70
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	38	41	△3
合計		217	149	67

#### 負債

(1) 支払手形・工事未払金等、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金及び(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式に計上されている非上場株式（連結貸借対照表計上額はそれぞれ10百万円、23百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価情報には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金預金	4,561
受取手形・完成工事未収入金等	9,670
電子記録債権	2,610
未収入金	1,776
合計	18,619

(注4) 有利子負債の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
短期借入金	1,000
合計	1,000

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 355円49銭

(2) 1株当たり当期純利益 52円43銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>20,951</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>12,090</b>
現金預金	4,326	支払手形	857
受取手形	1,882	電子記録債権	5,120
電子記録債権	2,595	買掛金	1,041
完成工事未収入金	7,128	工事掛払入金	1,377
売掛金	596	短期借入金	1,000
製品及び半製品	235	リース債権	35
未成工事支出金	1,205	未払法人税等	759
材料貯蔵品	662	未成工事受入金	393
繰延税金資産	157	未完成工事補償引当金	305
未収入金	1,775	その他	1,199
その他	390	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,521</b>
貸倒引当金	△5	リース債権	29
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,441</b>	再評価に係る繰延税金負債	1,124
<b>有形固定資産</b>	<b>6,328</b>	退職給付引当金	1,163
建物	1,080	役員退職慰労引当金	167
構築物	103	訴訟損失引当金	32
機械及び装置	819	その他	5
車両運搬具	0	<b>負 債 合 計</b>	<b>14,612</b>
工具器具・備品	88	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	4,144	<b>科 目</b>	<b>金 額</b>
リース資産	25	<b>株 主 資 本</b>	<b>11,510</b>
建設仮勘定	66	資本金	1,980
<b>無形固定資産</b>	<b>95</b>	資本剰余金	344
リース資産	39	資本準備金	344
その他	55	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>9,474</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,017</b>	利益準備金	495
投資有価証券	228	その他利益剰余金	8,979
関係会社株	33	固定資産圧縮積立金	6
破産更生債権	0	特別償却準備金	159
前払年金費用	305	別途積立金	3,450
繰延税金資産	181	繰越利益剰余金	5,364
その他	270	<b>自 己 株 式</b>	<b>△288</b>
貸倒引当金	△0	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>2,270</b>
		その他有価証券評価差額金	39
		土地再評価差額金	2,231
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>13,781</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>28,393</b>	<b>負 債、純 資 産 合 計</b>	<b>28,393</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

		百万円	百万円
売	上		
完製売	成品売	31,565	
電売	事業売	4,758	
	上原	61	36,385
売	上		
完製売	成品売	24,648	
電売	事業売	3,842	
	上原	35	28,526
	売		
	完成品売	6,916	
	事業売	916	
	上原	25	7,859
販	費		
売	及		
費	び		
營	業		
	外		
	業		
	利		
	管		
	理		
	費		
	益		
	金	7	
	額	0	
	益	0	
	他	0	9
營	業		
受	外		
貸	取		
為	引		
そ	替		
	の		
	費		
	用		
	息	6	
	損	3	
	一	1	11
	益		
	益		
	3,058		
特	別		
固	利		
定	售		
資	却		
産	却		
売	却	0	
却	却	0	0
特	別		
固	損		
定	引		
資	当		
産	金		
除	繰		
却	入	45	
損	額	32	
引	損	4	83
前	純		
期	利		
純	益		
利	益		
益	益	1,083	2,976
	額	△111	971
	益		2,004



## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				固定資産圧縮 積 立 金	特別償却 準備金
当期首残高	百万円 1,980	百万円 344	百万円 495	百万円 6	百万円 180
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加				0	
固定資産圧縮積立金の取崩				△0	
税率変更に伴う特別償却準備金の増加					3
特別償却準備金の取崩					△25
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△0	△21
当期末残高	1,980	344	495	6	159

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	百万円 3,450	百万円 3,626	百万円 7,759	百万円 △288	百万円 9,795
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△289	△289		△289
当期純利益		2,004	2,004		2,004
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加		△0	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		0	-		-
税率変更に伴う特別償却準備金の増加		△3	-		-
特別償却準備金の取崩		25	-		-
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	1,737	1,715	△0	1,714
当期末残高	3,450	5,364	9,474	△288	11,510

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	79	2,168	2,247	12,043
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△289
当期純利益				2,004
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
税率変更に伴う特別償却準備金の増加				-
特別償却準備金の取崩				-
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△40	63	23	23
事業年度中の変動額合計	△40	63	23	1,738
当 期 末 残 高	39	2,231	2,270	13,781

## [個別注記表]

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び半製品、材料……………移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

未成工事支出金……………個別法による原価法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……営業債権等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過年度の実績率を基礎に将来の支出見込を勘案して計上しております。

工事損失引当金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額が合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

訴訟損失引当金……訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準……当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額……………	9,739百万円		
(2)関係会社に対する金銭債権債務……………	短期金銭債権	0百万円	
	短期金銭債務	342百万円	
(3)土地再評価法の適用……………	土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。		
	再評価の方法		
	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。		
	再 評 価 を 行 っ た 年 月 日 平成14年3月31日		
	再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	1,874百万円	

### 4. 損益計算書に関する注記

(1)工事進行基準による完成工事高……………	5,621百万円		
(2)関係会社との取引高			
営業取引による取引高……………	売上高	1百万円	
	仕入高	1,500百万円	
(3)一般管理費に含まれている研究開発費の総額……………	342百万円		

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首の株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 の株式数 (株)
普通株式	1,035,626	※ 972	-	1,036,598

※増加株式数972株は単元未満株式の買取によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

項 目	金 額
(繰延税金資産)	
事業税	51
貸倒引当金	1
ゴルフ会員権減損	23
完成工事補償引当金	94
訴訟損失引当金	9
退職給付引当金	356
役員退職慰労引当金	51
たな卸資産評価損	5
その他	10
繰延税金資産小計	603
評価性引当額	△80
繰延税金資産合計	523
(繰延税金負債)	
前払年金費用	△93
その他有価証券評価差額金	△17
特別償却準備金	△70
固定資産圧縮積立金	△2
繰延税金負債合計	△184
繰延税金資産の純額	338

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が17百万円、

再評価に係る繰延税金負債が63百万円減少し、当事業年度に計上されたその他有価証券評価差額金が0百万円、土地再評価差額金が63百万円、法人税等調整額が18百万円それぞれ増加しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、車両運搬具等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約によっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
主要株主	日本鐵板㈱	被所有 直接 11.86%	屋根用原材料の 購入 役員の兼任 1名	表面処理鋼板等 の購入 (注1)	3,054	電子記録債務	1,095

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 屋根用原材料の購入については、市場の実勢価格を検討の上、その都度価格交渉をして決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 357円37銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 51円98銭  |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

三晃金属工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 見 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 勝 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三晃金属工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三晃金属工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

三晃金属工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 見 (印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 勝 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三晃金属工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査計画及び監査実施要領において、監査の方針、監査の方法等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の方法及び職務の分担等に従い各取締役、内部監査担当部門を含む用人等と緊密な意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議等に参加し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要文書等を閲覧し、本社及び事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき内部統制システムの構築及び運用の状況については、取締役等から適宜説明を受け、これを精査し、意見を表明いたしました。財務報告に係る内部統制については、この他、有限責任 あずさ監査法人からも、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

- (2) 計算書類及びその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5 月24日

三晃金属工業株式会社 監査役会

常任監査役(常勤・社外監査役) 大 村 欣 也 ⑩

常任監査役(常勤) 栗 田 修 二 ⑩

監査役 (社外監査役) 野 口 博 司 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金配当の件

剰余金の配当につきましては、業績に応じた利益の配分を基本として、企業価値向上に向けた投資等に必要な資金所要、先行きの業績見通し、財務体質等を勘案しつつ、期末の剰余金の配当を実施する方針と致し、「業績に応じた利益配分」の指標としては、連結配当性向の30%を目安とすることと致しております。

当期の期末配当につきましてはこの方針に従い、前期末に実施しました1株当たり配当金7円50銭から7円50銭増配しまして、次のとおり1株につき15円とさせていただきますと存じます。

1. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金15円 総額578,451,030円
2. 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成28年6月30日

### 第2号議案 株式の併合の件

#### 1. 提案の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はこの取組みの趣旨を踏まえ、会社法の定めに従い、平成28年5月26日開催の取締役会の決議をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することと致しました。

これにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの望ましい投資単位水準を維持（上場規定）し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うとともに、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合で現行の1億2千万株を1千2百万株に変更するものです。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案どおり可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

## 2. 併合の割合

当社の株式について、10株を1株に併合致します。

なお、株式併合の結果、その所有株式の数に1株に満たない端数が生じる株主の皆様に対しては、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して売却し、その売却代金を端数の割合に応じて交付致します。

## 3. 株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成28年10月1日

## 4. 効力発生日における発行可能株式総数

12,000,000株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

### [ご参考]

本議案が原案どおり可決された場合には、平成28年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

変更箇所について、現行定款と変更後の定款案とを対照すると、次のとおりとなります。

(下線部は変更部分であります。)

現 行	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億2千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1千2百万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

### 第3号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結のときをもって取締役12名が、任期満了となり  
ますので、本総会において取締役11名の選任をお願いするものであり  
ます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	みぎた ひろゆき 右田 裕之 (昭和28年3月12日生)	昭和50年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成19年4月 同社参与ニッポン・スチール・サウスイ ーストアジア社社長 平成23年4月 当社顧問 平成23年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	30,000株
2	しおた やすみ 塩田 康海 (昭和27年3月16日生)	昭和50年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成12年8月 同社新素材事業部炭素繊維商品部長 平成15年7月 当社総務部長 平成17年6月 当社取締役総務部長 平成21年5月 当社常務取締役総務部長 平成24年4月 当社常務取締役、総務部に関する事項管 掌 平成28年4月 当社専務取締役、総務部及び人材開発部 に関する事項管掌 現在に至る	5,000株
3	きたざわ すすむ 北澤 進 (昭和28年10月15日生)	昭和53年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成18年7月 新日鐵エンジニアリング株式会社入社、 建築調達部長 平成24年10月 同社社名変更 新日鉄住金エンジニアリ ング株式会社安全衛生・環境統括部長 平成25年6月 当社常務取締役、技術総括、安全・工事 総括部長、技術部、ステンレス・シート 防水技術部、品質管理部に関する事項管 掌 平成27年4月 当社常務取締役、技術総括、技術企画管 理部、技術部、安全・工事総括部、ステ ンレス・シート防水技術部、品質管理部 に関する事項管掌 平成28年4月 当社常務取締役、技術本部長及び新工事 システム開発準備班長 現在に至る	5,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	よしい いくお 吉井 郁雄 (昭和32年5月20日生)	昭和55年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成15年10月 新日鐵住金ステンレス株式会社入社、営業本部鋼板営業部次長 平成23年2月 同社執行役員営業本部副本部長、薄板営業部長、フォワード営業推進班長 平成24年10月 当社顧問 平成25年6月 当社取締役東京支店副支店長、東京支店営業部長兼務 平成26年4月 当社取締役東京支店長、東京支店営業部長兼務 平成27年4月 当社常務取締役東京支店長、東京支店営業部長兼務 平成28年4月 当社常務取締役屋根営業本部長、営業総括部長兼務、海外営業に関する事項管掌現在に至る	5,000株
5	とねがわ みさお 利根川 操 (昭和28年2月7日生)	昭和46年3月 当社入社 平成25年5月 当社執行役員建材事業部建材営業部長 平成26年4月 当社執行役員建材事業部長 平成26年6月 当社取締役建材事業部長 平成28年4月 当社常務取締役建材事業部長、成型品販売準備班長、製造部に関する事項管掌現在に至る	4,000株
6	つつみ こうじ 堤 孝二 (昭和33年4月2日生)	昭和57年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成24年10月 同社社名変更 新日鐵住金株式会社機材調達部長 平成26年4月 当社顧問 平成26年6月 当社取締役営業総括部長 平成28年4月 当社取締役東京支店長 現在に至る	5,000株
7	みやざき てつお 宮崎 哲夫 (昭和34年11月9日生)	昭和57年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成24年10月 同社社名変更 新日鐵住金株式会社東北支店長 平成27年4月 当社顧問 平成27年6月 当社取締役総務部長 平成28年4月 当社取締役総務部長、70年史編纂プロジェクト班長、経理部に関する事項管掌現在に至る	5,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
8	おおにし としのり 大 西 利 典 (昭和38年2月25日生)	昭和61年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成8年7月 同社秘書部秘書室掛長 平成12年7月 同社名古屋製鐵所工程業務部薄板工程グループリーダー 平成18年4月 同社薄板事業部薄板営業部建材薄板グループリーダー 平成19年4月 同社薄板事業部薄板営業部薄板企画グループリーダー 平成21年4月 同社薄板事業部薄板営業部薄板第二グループリーダー 平成23年4月 同社薄板事業部部長 平成24年10月 同社社名変更 新日鐵住金株式会社薄板事業部薄板企画部長 平成27年4月 同社薄板事業部薄板営業部長 現在に至る 平成27年6月 当社取締役 現在に至る	一株
9	みやくす かつひさ 宮 楠 克 久 (昭和30年9月3日生)	昭和55年4月 日新製鋼株式会社入社 平成13年6月 同社ステンレス事業本部周南製鋼所冷延精製部長 平成14年10月 同社ステンレス事業本部周南製鋼所生産管理部長 平成15年6月 同社周南製鋼所生産管理部長 平成17年4月 同社執行役員周南製鋼所長 平成19年4月 同社執行役員技術総括部長 平成20年4月 同社執行役員商品開発部長 平成22年4月 同社常務執行役員名古屋支社長 平成25年4月 同社常務執行役員 平成26年6月 同社取締役常務執行役員 平成27年4月 同社代表取締役副社長執行役員 現在に至る 平成27年6月 当社取締役 現在に至る	一株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
10	もりや ひでゆき 森谷英之 (昭和27年6月1日生)	昭和52年7月 日新製鋼株式会社入社 平成13年6月 同社九州支店長 平成17年4月 同社執行役員鋼板販売部長及び自動車鋼材販売部長 平成19年4月 同社執行役員建材販売部長 平成21年4月 同社執行役員鋼板販売、建材販売、電機・鋼板輸出、ZAM開発推進担当 平成24年4月 同社常務執行役員販売総括、建材・鋼板販売、電機・鋼板輸出及び各支店担当 平成25年6月 日本鐵板株式会社常務取締役 平成26年6月 同社代表取締役社長 現在に至る 平成26年6月 当社取締役 現在に至る	一株
11	なかのり たかゆき 中乗敬之 (昭和29年1月27日生)	昭和53年4月 日新製鋼株式会社入社 平成13年6月 同社ステンレス事業本部周南製鋼所生産管理部長 平成14年10月 同社薄板・表面処理事業本部堺製造所製造部長 平成17年4月 同社商品開発部長 平成21年4月 同社執行役員市川製造所長 平成25年7月 日新総合建材株式会社 取締役副社長 平成28年4月 当社顧問 現在に至る	一株

- (注) 1. 大西利典、宮楠克久、森谷英之の各氏は社外取締役候補者であります。
- ① 取締役候補者大西利典氏は、新日鐵住金株式会社の業務執行者を兼任しており、当社は同社と原材料取引等の関係があります。また、同氏は日本鐵板株式会社の社外取締役を兼任しております。
  - ② 取締役候補者宮楠克久氏は、日新製鋼株式会社の代表取締役副社長執行役員を兼任しており、当社は同社と原材料取引等の関係があります。
  - ③ 取締役候補者森谷英之氏は、日本鐵板株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社は同社と原材料取引等の関係があります。
2. 社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- ① 取締役候補者大西利典氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、その職務を適切に遂行していただくだけの経営に関する高い知見を有しており、新日鐵住金株式会社における豊富な経験と幅広い見識を当社経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって1年であります。また、同氏につきましては株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - ② 取締役候補者宮楠克久氏は、日新製鋼株式会社における取締役としての豊富な知見・経験等を当社経営全般に対し活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって1年であります。また、同氏につきましては株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ③ 取締役候補者森谷英之氏は、日本鐵板株式会社における取締役としての豊富な知見・経験等を当社経営全般に対し活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社取締役就任からの年数は、本定時株主総会終結のときをもって2年であります。また、同氏につきましては株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、大西利典、宮楠克久、森谷英之の各氏との間で会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合には契約を継続する予定であります。
  4. 大西利典、宮楠克久、森谷英之の各氏は当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
  5. 大西利典、宮楠克久、森谷英之の各氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったことはありません。
  6. 大西利典、宮楠克久、森谷英之の各氏は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
  7. 大西利典、宮楠克久、森谷英之の各氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受け取る予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  8. 大西利典、宮楠克久、森谷英之の各氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結のときをもって監査役3名のうち大村欣也、野口博司の両氏が任期満了となり、栗田修二氏が辞任されますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者吉原正基氏は、監査役栗田修二氏の補欠として選任されますことから、その任期は当社定款第34条に従い、退任する監査役の任期の満了するときまでとなります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	おおむら きんや 大村欣也 (昭和27年9月13日生)	昭和50年4月 日新製鋼株式会社入社 平成12年6月 同社上海事務所長兼北京事務所長 平成18年12月 同社人事部勤務・休職 日新製鋼(上海)鋼鉄商貿有限公司出向 平成20年6月 当社監査役(常勤) 平成22年6月 当社常任監査役(常勤) 現在に至る	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	のぐち ひろし 野口博司 (昭和37年5月26日生)	昭和60年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成5年6月 同社東北支店鋼材室掛長 平成12年4月 同社薄板事業部薄板営業部薄板第一グループマネジャー 平成14年3月 同社業務プロセス改革推進部業務改革グループマネジャー 平成16年4月 同社薄板事業部マネジャー、(兼務) 薄板事業部薄板営業部薄板企画グループマネジャー 平成22年6月 当社監査役 現在に至る 平成24年10月 新日本製鐵株式会社社名変更 新日鐵住金株式会社薄板事業部薄板企画部主幹(部長代理)、(兼務) 薄板事業部薄板営業部主幹(部長代理) 現在に至る	一株
3	よしはら まさき 吉原正基 (昭和25年1月31日生)	昭和48年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役建材事業部長 平成24年1月 当社取締役建材事業部長、製造部に関する事項管掌 平成26年4月 当社常務取締役、建材事業部及び製造部に関する事項管掌 平成28年4月 当社取締役 現在に至る	8,000株

- (注) 1. 大村欣也、野口博司の両氏は社外監査役候補者であります。
2. 監査役候補者野口博司氏は、新日鐵住金株式会社社の業務執行者を兼任しており、当社は同社と原材料取引等の関係があります。
3. 大村欣也氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、経営に関する幅広い見識を備えられており、日新製鋼株式会社における豊富な経験、知見等を職務に反映していただきたく、選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当社監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって8年であります。
- また、同氏につきましては株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 野口博司氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、経営に関する幅広い見識を備えられており、新日鐵住金株式会社におけるグループ会社の事業管理を含む、豊富な経験、知見等を職務に反映していただきたく、選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当社監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって6年であります。
- また、同氏につきましては株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、大村欣也、野口博司の両氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意がかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。
- なお、両氏の再任が承認された場合には契約を継続する予定であります。
6. 大村欣也、野口博司の両氏は、当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であったことは

- ありません。
7. 大村欣也、野口博司の両氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったことはありません。
  8. 大村欣也、野口博司の両氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
  9. 大村欣也、野口博司の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受け取る予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  10. 大村欣也、野口博司の両氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
たかはし やすのり 高橋 泰 憲 (昭和43年12月11日生)	平成4年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成19年4月 同社技術開発本部経理・購買グループリーダー 平成23年2月 同社君津製鐵所経理部経理グループリーダー 平成24年10月 同社社名変更 新日鐵住金株式会社 平成26年7月 同社関係会社部主幹 平成27年7月 同社関係会社部上席主幹 現在に至る	一株

- (注) 1. 高橋泰憲氏は社外監査役候補者であります。
2. 高橋泰憲氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、その職務を適切に遂行していただくだけの経営に関する高い知見を有しており、新日鐵住金株式会社における豊富な職務経験と幅広い見識はもとより、グループ会社の経営管理の立場より社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたし、選任をお願いするものであります。
3. 当社は、社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結できる旨を定款に規定しております。
- 高橋泰憲氏が監査役に就任された場合には当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

## 第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される吉岡成十省、吉原正基の両氏及び、監査役を辞任される栗田修二氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準にしたがって、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、退任取締役分は取締役会、退任監査役分は監査役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

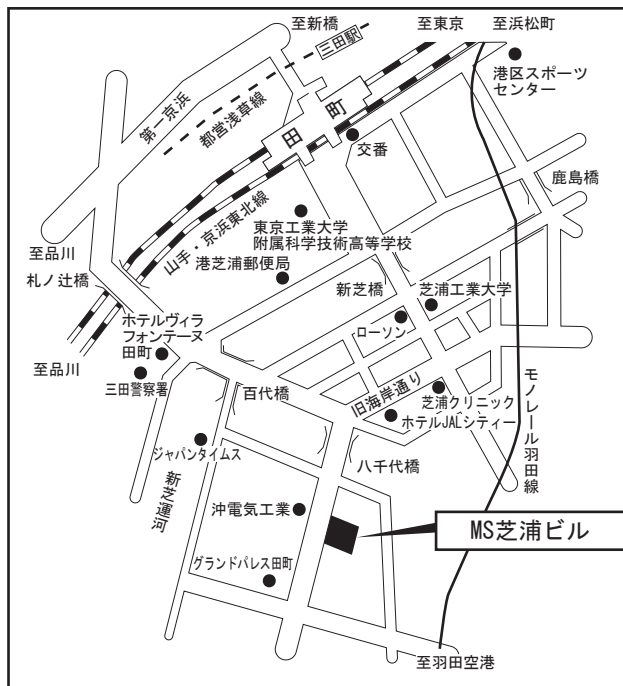
氏名	略歴
よしおか しげとみ 吉 岡 成 十 省	平成16年6月 当社取締役 平成19年5月 当社常務取締役 平成25年5月 当社専務取締役 平成28年4月 当社取締役 現在に至る
よしはら まさき 吉 原 正 基	平成23年6月 当社取締役 平成26年4月 当社常務取締役 平成28年4月 当社取締役 現在に至る
くりた しゅうじ 栗 田 修 二	平成27年6月 当社監査役（常勤） 現在に至る

以 上



# 第67期定時株主総会会場 ご案内図

東京都港区芝浦四丁目13番23号MS芝浦ビル11階  
三晃金属工業株式会社本社会議室  
電話 03 (5446) 5600



- ・ JR「田町駅」芝浦口（東口）より徒歩10分
- ・ 都営浅草線「三田駅」より徒歩13分